

児童扶養手当のご案内

母子家庭、父子家庭、両親のいない子どもを育てている養育者家庭の
生活の安定とお子さんの福祉のために支給される手当です

受給資格の認定請求ができる要件

手当を受給するためには、認定請求書に必要書類を添えて申請し、受給資格及び手当の額について、審査を経て認定を受ける必要があります。認定請求ができるのは、下記の資格要件に該当する方です。

1 ひとり親家庭の母・父・養育者について 〈次のすべてに該当していること〉

- (1) 18歳になった年の年度末まで（心身に一定の障害を持つ児童については、20歳未満※）のお子さんを監護（監督し、保護すること）している
※ 18歳の年度末が到来する約2ヵ月前に対象児童が政令で定める障害の状態にあることの申請が必要です。
- (2) 日本国内に住所がある
- (3) （父子家庭の父の場合のみ）手当の対象となるお子さんと生計を同じくしている
- (4) （母子家庭の母の場合のみ）平成10年4月1日以降に手当の支給要件に該当した

2 児童について 〈次のいずれかに該当していること〉

- (1) 父母が離婚した（事実上の婚姻関係・内縁関係の解消を含む）
- (2) 父または母が死亡した
- (3) 父または母が重度の障害の状態にある
- (4) 父または母の生死が明らかでない（船舶・航空機事故など）
- (5) 父または母から1年以上にわたり遺棄（※）されている
※ 遺棄とは、父または母が子どもと同居しないで扶養義務や監護義務を全く放棄していることをいいます。
出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。
- (6) 父または母が1年以上にわたり拘禁されている
- (7) 未婚の母が出産した子である
- (8) 父または母が裁判所からDV（ドメスティック・バイオレンス／配偶者間の暴力等）による保護命令を受けた

ただし、児童が以下の状況にあるときは、手当支給の対象になりません

- ✖ 日本国内に住所がないとき
- ✖ 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき（父または母が重度障害の場合を除く）
- ✖ 父の配偶者（内縁関係を含む）または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき
- ✖ 里親に委託されているとき
- ✖ 児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設等を除く）に入所しているとき

申請・お問い合わせ先 ※総合支所の管轄区域にお住まいの方は総合支所へおたすねください

青葉区保育給付課	TEL 225-7211	泉区保育給付課	TEL 372-3111
宮城野区保育給付課	TEL 291-2111	宮城総合支所保健福祉課	TEL 392-2111
若林区保育給付課	TEL 282-1111	秋保総合支所保健福祉課	TEL 399-2111
太白区保育給付課	TEL 247-1111		仙台市

支給金額（令和4年4月改正）と所得の上限額

児童扶養手当の支給額は、手当を申請する方の前年（1月～9月に申請する場合は前々年）の所得額によって決まります。

所得額は、児童扶養手当制度独自の方法によって算出し（*1）、支給額の計算に用います。

手当を受給できる所得の上限額（*2）があり、手当を申請する方、または同居の扶養義務者の所得がそれぞれの区分の上限額以上あるときは、手当の一部または全部が支給されません。

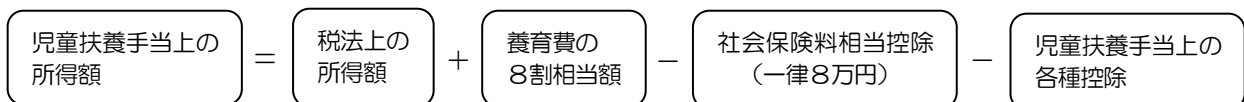
なお、申請者、配偶者および同居している18歳以上の扶養義務者全員の所得申告が必要です。

【支給区分と手当額（月額）】

（令和4年4月～）

	全部支給 （全部支給の上限額 未滿のとき）	一部支給 （一部支給の上限額未滿のとき） 【所得額に応じて10円きざみの額】	支給停止 （一部支給の上限額 以上のとき）
児童1人の場合	43,070円	43,060円～10,160円	手当は支給されません （ただし、受給資格は なくなりません）
児童2人以上 の加算額	2人目：10,170円 3人目以降1人につき：6,100円	2人目：10,160円～5,090円 3人目以降1人につき：6,090円～3,050円	

*1 児童扶養手当上の所得額の算出方法



税法上の所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、合計額から10万円を控除した額）に、受け取った養育費の80%（1円未満四捨五入）を加算した額から、社会保険料相当分や児童扶養手当上の各種控除を差し引いた額です。なお、手当を申請する方が母の場合「寡婦控除」「ひとり親控除」、父の場合「ひとり親控除」は控除されません。

【所得控除の種類と額】

種類	金額	種類	金額
障害者控除	27万円	雑損控除	税法上の 控除額
特別障害者控除	40万円	医療費控除	
寡婦控除	27万円	配偶者特別控除	
ひとり親控除	35万円	小規模企業共済等掛金控除	
勤労学生控除	27万円	肉用牛の売却による 事業所得控除	

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等（※）を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（※）が含まれます。

※「障害基礎年金等」とは、国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

※「非課税公的年金給付等」とは、障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など

*2 手当を受給できる所得の上限額

手当を申請する方の児童扶養手当上の所得額が、下表の「全部支給となる所得上限額」以上である場合は手当が一部支給となり、「一部支給となる所得上限額」以上である場合は全額支給停止となります。

また、同居している扶養義務者のうちお一人でも、その所得額が「扶養義務者、配偶者（重度障害）の所得上限額」以上である場合は、全額支給停止となります。

【所得上限額表（年間所得額）】

（平成30年8月～）

扶養親族等の数	手当を申請する方			扶養義務者、 配偶者（重度障害） の所得上限額
	全部支給となる 所得上限額	一部支給となる 所得上限額	孤児等の養育者の 所得上限額 （全額支給のみ）	
0人	49万円	192万円	236万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円	350万円
4人目以上の加算額	1人につき38万円を加算			

※「扶養親族等の数」とは、課税台帳上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数をいいます。

※「扶養義務者」とは、申請者の直系血族及び兄弟姉妹（同住所の2親等以内の血族）です。

※「孤児等の養育者」とは、児童の直系血族・兄弟姉妹以外の方が、父母のない児童等を養育している場合をいいます。

※ 扶養親族等の中に下記の方がいる場合は、所得上限額に次の額を加算した額が上限額となります。

(1) 本人の場合

- ① 同一生計配偶者（老人）又は老人扶養親族1人につき10万円
- ② 16歳以上23歳未滿の扶養親族1人につき15万円

(2) 扶養義務者、配偶者（重度障害）、孤児等の養育者の場合

- ① 老人扶養親族の他に扶養親族等がいる場合、老人扶養親族1人につき6万円
- ② 老人扶養親族の他に扶養親族等がない場合、老人扶養親族から1人を差し引いた人数1人につき6万円

*3 一部支給の場合の手当額の算出方法

第1子手当額 = 43,060円 -	$\left[\begin{array}{l} \text{児童扶養手当上の} \\ \text{所得額} (*1) \end{array} - \begin{array}{l} \text{扶養人数別全部支給の} \\ \text{所得上限額} (*2) \end{array} \right]$	$\times \begin{array}{l} \text{係数} (*) \\ 0.0230070 \end{array}$
この部分の計算後、10円未満四捨五入		
第2子手当額 = 10,160円 -	$\left[\begin{array}{l} \text{児童扶養手当上の} \\ \text{所得額} (*1) \end{array} - \begin{array}{l} \text{扶養人数別全部支給の} \\ \text{所得上限額} (*2) \end{array} \right]$	$\times \begin{array}{l} \text{係数} (*) \\ 0.0035455 \end{array}$
この部分の計算後、10円未満四捨五入		
第3子以降手当額 = 6,090円 -	$\left[\begin{array}{l} \text{児童扶養手当上の} \\ \text{所得額} (*1) \end{array} - \begin{array}{l} \text{扶養人数別全部支給の} \\ \text{所得上限額} (*2) \end{array} \right]$	$\times \begin{array}{l} \text{係数} (*) \\ 0.0021259 \end{array}$
この部分の計算後、10円未満四捨五入		

(*)この係数は、物価指数等の変動に応じて改正されます。

受給者または対象児童が公的年金(*)を受給している場合は、年金額が児童扶養手当額より低いときに、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

また、令和3年3月分の手当から、対象児童が障害基礎年金等(*)の加算対象となっている場合は、加算部分の額が児童扶養手当額より低いときに、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

※「公的年金」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※「障害基礎年金等」とは、国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

手当の支給について

手当は、請求の手続きをした月の翌月分から支給されます。定期支給日は各奇数月の11日（11日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日）で、それぞれ前月分までの2か月分の手当が指定の口座に振り込まれます。※例：令和4年5月11日…令和4年3月・4月分の手当が支給

1 一定期間経過後の手当額の減額

母又は父である受給資格者に対する手当は、次のいずれか早い方を経過したときに、2分の1に減額される場合があります。（祖父母等の養育者である受給資格者には適用されません。）

- ① 支給開始の月から5年を経過したとき（認定請求をした日において3歳未満の児童を監護している場合は、その児童が3歳に達した月から起算して5年を経過したとき）
- ② 離婚等の手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき（平成22年8月1日時点で、既に支給要件に該当している父子家庭の方は、平成22年8月から起算して7年を経過したとき）

ただし、上記の条件に該当した時点以降、下記の状態にある場合には、これまでと同じように手当を受け取ることができます。

該当となる受給資格者には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」をお送りし、下記の状態にあることを証明する必要書類を添付のうえ提出していただきます。

【2分の1減額が適用除外される条件】

- (1) 就業している又は求職活動等の自立を図るための活動をしている
- (2) 受給資格者が障害の状態にある
- (3) 疾病、負傷又は要介護状態等により就業することが困難
- (4) 監護する児童又は親族の介護を行う必要があり就業が困難

申請手続き

認定請求を行う際には、お住まいの区の区役所保育給付課（総合支所の区域にお住まいの方は総合支所保健福祉課）へご相談ください。なお、認定請求の際に必要な主な書類等は下記のとおりですが、申請する方の状況により異なりますので、区役所・総合支所の窓口で確認してください。

1 申請に必要なもの

- (1) **戸籍の全部事項証明書**（1ヵ月以内に発行のもの。手当を申請する方と児童の戸籍が別の場合は各々1通）
 - ・申請理由が離婚の場合は、離婚日が記載されている**改製原戸籍**も併せて必要な場合がありますので窓口へご確認ください。
 - ・外国籍の方**[婚姻関係がないと確認できる公的書類(原本)]及び[公的書類を日本語訳したもの]**(日本語訳は内容について第三者が証明したものに限り。)

2 持参していただくもの

- (1) 申請者名義の金融機関の**預金通帳**
- (2) **年金手帳**（加入状況が確認できるもの）
- (3) **健康保険証**（手当を申請する方と対象児童の氏名の記載があるもの）
- (4) **通知カード、個人番号カード**（申請者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの）

3 窓口でご記入いただく書類・聴き取りにより係員が記入する書類

- (1) **認定請求書**
- (2) **公的年金調書**
- (3) **生計維持等に関する調書**
- (4) **養育費等に関する申告書**（該当する方のみ）
- (5) **現況調書**

4 上記のほかに、申請する方の世帯の状況等により必要となる場合がある書類

- (1) **対象児童が仙台市外に居住している場合：[住民票]**
対象児童と同居している方全員分（世帯分離など同居所に住民票を別にしている方がいる場合はその方の住民票も）が必要です。1ヵ月以内に発行されたもので、続柄、本籍、履歴の記載があるものに限りです。
- (2) **父又は母が重度の障害者の場合：[診断書][年金証書]**
国民年金の障害基礎年金1等級受給者は、診断書の提出を省略することができます。
- (3) **父又は母が1年以上にわたり拘禁されている場合：[拘禁証明書]**
刑務所、拘留所等の証明で、未決拘留期間を含み、保釈・仮出所等の期間は含まず連続1年以上拘禁されている証明書
- (4) **外国籍の方：[在留カード、特別永住者証明書、パスポート、出生証明]など**
世帯の状況により必要となるものがあります。必ず申請前に窓口で確認ください。
- (5) **父又は母が裁判所からDV（ドメスティック・バイオレンス/配偶者間の暴力等）による保護命令を受けた場合：以下の①・②いずれか**
裁判所発行の①[保護命令決定書の謄本]および[確定証明申請書] ②[確定等証明申請書(児童扶養手当請求用)]
- (6) **請求者が公的年金等を受給又は児童が受給・加算対象である場合：[公的年金給付等受給証明書等]**
公的年金等（遺族年金・老齢年金・障害年金等）の情報をマイナンバーにより連携取得が可能な場合には提出を省略できます。
- (7) **その他状況に応じて：[居住申立書・不在申立書・別居監護申立書・養育申立書・監護申立書・同居人との関係申立書・事実婚解消等申立書・遺棄申立書]など** ※遺棄申立書以外は、地区の民生委員児童委員の調査とその報告書が必要です。

受給中の各種届出

手当の受給資格がある間は（支給停止中の方も含む）、次の届出が必要となります。

- (1) **現況届**
受給資格者全員へ毎年7月末に届出用紙をお送りします。現況届によりその年の11月から翌年10月までの手当額が決まります。必要書類を添付して提出してください。現況届を提出しないと11月分以降の手当が支給されません。なお、現況届を2年間提出しないと時効により受給資格が失われますのでご注意ください。
- (2) **対象児童の人数に増減があったとき：【額改定届(減額)・額改定請求書(増額)】**
- (3) **受給資格がなくなったとき：【資格喪失届】**
- (4) **手当証書をなくしたとき、破損したとき：【証書再交付申請書・亡失届】**
- (5) **その他、氏名・住所・銀行口座の変更、家族構成が変わった、所得の修正申告をした、年金額等が変わった、受給者が死亡したとき。** 災害（震災、風水害、火災等）により住宅等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、所得制限の特例措置があります。くわしくはお問い合わせください。